

平成 28 年度 尼崎市地域保健問題審議会議事録要旨

1 日 時 平成 28 年 11 月 1 日 (火) 午後 1 時 30 分 ~ 3 時 00 分

2 場 所 尼崎市役所 議事堂 2 階 第 1 委員会室

3 出席者

(委 員) 藤原会長、尾ノ上副会長、牧委員、堀委員、橋本委員、林委員、中馬委員、藤岡委員、北野委員、秋田委員、平山委員、高谷委員、公門委員、真崎委員、弘中委員、徳田委員 (委員 16 人)

(事務局) 稲村市長、清水医務監、郷司保健所長、鈴井保健所次長、福井保健部長、松長保健企画課長、堀池感染症対策担当課長、森田健康増進課長、針谷疾病対策担当課長、宮永生活衛生課長、吉崎公害健康補償課長、安川保健福祉推進担当部長、北村企画管理課長、中保健企画課係長、奥野主事 (事務局 15 人)

4 欠席者

(委 員) 黒田委員、稲垣委員、深津委員 (委員 3 人)

5 議事録

開会あいさつ

委員の出席状況、傍聴者の状況 (なし) 報告、事務局職員の紹介

議題

(1) 次期「地域いきいき健康プランあまがさき」策定にかかる諮問
資料 1 のとおり

(2) 次期「地域いきいき健康プランあまがさき」策定にかかるスケジュールについて
資料 2 に基づき、事務局 (保健企画課) より説明。

発言者	発言内容
委員	諮問書にもあったように、産業構造の変化による人口減少が進み、高齢化が進んでいく中で、尼崎市として、高齢者の人口をどのように予測しているのか。
事務局	現在の推計では、65 歳以上人口が平成 22 年 23.6%から 2025 年 (平成 37 年) に 30.5%になると予測している。2025 年以降どのように推移していくのかについては資料を持ち合わせていない。これらの事項については、社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会にて資料が示されているかと思う。
委員	現計画の評価及び次期計画の策定時には将来推計も視野に入れて、地域医療構想 (病棟の機能的配分) 疾病構造の変化による救急医療体制の整備等について検討する必要があるのではないかと。

委員	「自分が健康であると感じている市民の割合」が75.6%とあるが、診療所に行く高齢者がいっぱい現状がある。どのような人たちが「健康である」と言っているのか。
事務局	この数値は、尼崎市総合計画の進捗状況を評価する際の市民アンケート調査の1項目の結果である。病院に通院しているいないに関わらず“自分で健康である(主観的健康感)”と回答している者の割合となっている。
委員	「自分が健康であると感じている市民の割合」目標100%と設定しているが、これは妥当な数値なのか。
事務局	数値目標を掲げる際、議論したところであるが、主観的健康感を指標としているので、病気の有無や障害の有無には関係なく、疾病や障害を抱えながらも、自分なりに健康的に過ごすことができているという市民が多くいるまちづくりを目指して、目標値を志しとして100%と設定している。
委員	71%から75.6%と増加しているのは良い傾向である、市の施策の成果であろうと考えるが、100%は到達できない数値であることから、県や他市のデータより高いというような基準の方が現実的ではないか。
会長	100%は、そもそも不可能な数値。なぜ、100%としたのか。厚労省などによる設定なのか。
事務局	逆に、95%というように設定する根拠も持ち合わせておらず、本市の志しとして設定している。他市とのデータ比較については、今後、参考にしていく。
会長	100%という目標数値は、100%近くを目指すなどに変更できないのか。
委員	100%という目標値にすることで、この計画への信ぴょう性がなくなるのではないか。
事務局	総合計画の目標指標となっているので、次期計画策定に向けて、合わせて検討していきたい。
委員	これから市民意向調査を行うにあたり、前回の調査からの改善点・工夫した点、尼崎市の自殺者数が全国より高いことなどからも、死を考えるようなストレスを抱えているか否かなど潜在的な自殺予備軍の実態をつかむ調査項目が必要ではないか。
事務局	現計画策定後に示された第2次健やか親子21に基づく変更、自殺対策基本法の改正に基づく、自殺対策基本計画を策定するために、現計画の「こころの健康づくり」に関する項目の修正と合わせて項目を追加する予定。
事務局	自殺対策基本計画の策定に関する項目として、年内に先行して行われる県民アンケートと同様の設問・選択肢を調査項目に追加することにより、県民アンケートとの比較ができるように検討中。
委員	「地域いきいき健康プランあまがさき」を他の計画の計画期間とほぼ一致させるような調整をする予定はないのか。30~36年にすれば、第2次健やか親子21や次世代育成支援対策推進行動計画とも一致させることができるのでは。
事務局	食育推進計画については、次々計画で本計画に包含する予定。国の健康日本

	21 が市町村健康増進計画のベースとなっているので、軸にしている。健康日本 21 及び市の総合計画が 34 年までとなっていることから、次々計画は 35 年に改訂を行うことを見据えて、次期計画は 30～35 年とした。
委員	市民意向調査にて、成人期 3000 人無作為抽出するということだが、世代間ごとの課題などが把握できる抽出構成となっているのか。
事務局	尼崎市の人口構成比率から算出し、18 から 84 歳までの各年齢階級別に無作為抽出を行う。
委員	「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」における児童虐待防止対策に関する取組における“地域組織活動”とは何を示すのか。
事務局	地域の中で自主的に活動している親子サークル、NPO 団体、子ども食堂の活動など様々な形での地域組織活動が含まれる。児童虐待防止対策に関しては、他の部門別計画である次世代育成支援推進行動計画や児童福祉法に基づく施策などとの連携施策となる「健やかな親子の育ちを支援する母子保健計画」としての取組を保健部で行っているというのが現状。
委員	昨今、収入の格差、相対的貧困率などがとり立たされていることから。世帯の収入による健康意識の差などが分析できるような、例えば世帯収入などの調査項目を盛り込んだ調査を実施していただきたい。
事務局	「経済格差」という実態把握をするためにも、成人期を対象とした調査において、国民生活基礎調査での世帯収入や雇用形態を把握する設問を追加して実施する予定。
委員	現計画の第 2 章「いつから始めても遅くない・・・」というのは、どういう意味なのか。“いつから始めても早すぎることはない。”ということなのか。
事務局	いつからでも遅くない。あきらめないで。どの年代であっても、今からでも遅くない。という意味。

(3) 保健・福祉業務の集約・再編について

資料 3 に基づき、事務局（企画管理課）より説明。

発言者	発言内容
委員	出屋敷リベル周辺駐輪場の整備などを検討し、予算計上されているのか。
事務局	現状の駐輪場の使用状況と予測している来庁者数から勘案すると、特段の整備を必要とする状況ではないと考えていることから、予算計上はしていない。
委員	駅前の噴水周辺の迷惑駐輪もみられることから、本当に大丈夫なのかという疑問がある。
委員	保健師の訪問活動において 6 か所が 2 か所に集約されることにより、これまでよりも移動時間がかかることが予測される。これまで 10 人を 2 人の保健師により支援していたが、3 人の保健師が必要となるなどの事態も考えられる。 これまでの業務量の算出方法ではなく、新たな根拠による算出により、安心でできる保健師体制を構築していただきたい。結果的に、訪問件数を削減すること

	にならないような体制を構築していただきたい。
事務局	2か所に集約した後も地区担当制による保健師活動を行う予定。物理的な課題を解決する1つとして、電動機付自転車の導入などを考えている。最終的な保健師体制については、今後の運用をみながら将来的に検討していく予定。
委員	これまで無料であった駐車場が有料化になるにあたり、検討している取組はあるのか。
事務局	駅前であることから公共交通機関の利用を促す広報をしていきたい。自家用車で来庁した方だけに補助を行うことは、公共交通機関利用者とのバランスを失うこととなる。駐車場への補助ではなく、公共交通機関の利用を促していきたい。
委員	例えば、地元の商店街で買い物をすると優遇があるなど、地元商店街の活性化とも連動した対策などを考えていただきたいと要望する。
委員	集約することで、乳幼児健診対象者が増加すると思われるが、1回あたりの対象者数を何人程度としているのか。さんさんタウンの駐車場も駐輪場の許容量も耐えうるのか。近隣の有料駐輪場の周知も行ってはどうか。
事務局	乳幼児健診の回数は変わらず行うので、1回あたりの対象者数は大きく変わらない。 さんさんタウンの平日ピーク時の現状調査では、駐輪場160台・駐車場60台の空きがあることから、来庁者数の許容範囲だと考えている。
副会長	各地区の利用状況のニーズは、人口構成が異なることから南北で異なると予測されるが、実際のデータなどはあるのか。
事務局	現在6地区で、申請受付業務、健診業務、保健業務を行っている。健診業務や保健業務については、事前に対象者を把握することができるが、申請受付業務については、取り扱い件数のみの把握しかできていない。
副会長	ニーズを把握することによって、地域の特性をつかんだ上で、施設を作っていくことが必要ではないか。
委員	リベルの図面を確認したところ、1フロアで左右に福祉・保健業務が分かれているが、トイレなどの施設を利用するためには行き来をすることになると予測されるが、プライバシーは守れるのか。
事務局	福祉と保健の動線を分けることで、迷わずに目的の場所へ行けるように混雑を避ける。基本的には、個別相談室を活用することでプライバシーは守られる。
委員	業務によっては、窓口が変わることになると思うが、住民への周知はどのように行われるのか。また、間違っ来庁した際の対応は。
事務局	窓口の周知は、平成30年1月までに、市民説明会、市報、ホームページなどで行っていく。 間違っ来庁した場合は、取扱窓口を案内することになるが、職員間での連絡調整を行うなどソフト面でのサポートをしていく予定。

以上